

京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区建築条例認定協議会設置要領  
令和2年8月7日

(目的及び設置)

第1条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区建築条例第3条第3号クの規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関する協議及び審査を行うため、京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区建築条例認定協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 総合企画局 プロジェクト推進室 部長級職員(認定を受けようとする案件が下京区に属する場合はプロジェクト推進室長、南区に属する場合は事業推進担当部長)
- (2) 文化市民局 文化芸術都市推進室長
- (3) 都市計画局 都市企画部 都市計画担当部長
- (4) 都市計画局 建築指導部長

(協議会の運営)

第3条 協議会に議長を置く。

- 2 議長は都市計画局建築指導部長とし、議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 議長は、協議会の運営を総括する。

(関係者の出席)

第4条 協議会は、必要があると認めた場合には、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めた場合には、申請者に対し、事業計画の内容について説明を求めることができる。
- 3 協議会は、必要があると認めた場合には、事業計画について、外部有識者の意見を聴取することができる。

(招集)

第5条 協議会は、都市計画局建築指導部長が招集する。

- 2 議長は、やむを得ない場合を除き、開会7日前までに会議の日時、場所及び付議する事項を委員に通知する。

3 委員は、必要があると認めるときは、議長に招集を請求することができる。

(所管事項)

第6条 協議会は次の各号に掲げる事項に関して協議する。

- (1) 認定の申請があった計画における、認定基準への適合性について
- (2) 「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区建築条例における認定の考え方」の運用に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、必要と認められる事項に関すること。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市計画局建築指導部建築指導課が行う。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

附則

この要領は、令和2年8月7日から施行する。